

世帯の階層区分		利用者負担額(円)	
		3歳未満児 (3号認定子ども)	
区分	定義	標準	短時間
第1	生活保護世帯等	0	0
第2	非課税世帯	0	0
第3	所得割 16,200 円未満	9,700	9,400
第4	所得割 32,400 円未満	11,400	11,000
第5	所得割 48,600 円未満	13,200	12,800
第6	所得割 64,700 円未満	15,000	14,500
第7	所得割 80,800 円未満	17,400	16,800
第8	所得割 97,000 円未満	19,800	19,200
第9	所得割 115,000 円未満	22,200	21,500
第10	所得割 133,000 円未満	24,200	23,400
第11	所得割 151,000 円未満	26,300	25,500
第12	所得割 169,000 円未満	28,400	27,500
第13	所得割 185,500 円未満	30,500	29,500
第14	所得割 202,000 円未満	31,600	30,600
第15	所得割 218,500 円未満	32,800	31,800
第16	所得割 235,000 円未満	34,000	32,900
第17	所得割 251,500 円未満	35,200	34,100
第18	所得割 268,000 円未満	36,400	35,300
第19	所得割 284,500 円未満	37,600	36,400
第20	所得割 301,000 円未満	38,800	37,600
第21	所得割 301,000 円以上	40,000	38,800

世帯の階層区分		利用者負担額(円)
区分	定義	2歳児
第1	生活保護世帯等	0
第2	非課税世帯	0
第3	所得割16,200円未満	5,100
第4	所得割32,400円未満	6,600
第5	所得割48,600円未満	8,200
第6	所得割64,700円未満	9,900
第7	所得割80,800円未満	12,000
第8	所得割97,000円未満	14,200
第9	所得割97,000円以上	16,300

※ 入所年度の4月1日に3歳に達している子どもは、利用者負担額を徴収しません。

※ 給食費については16ページをご覧ください。

利用者負担額(保育料)の減免について

次の世帯に該当する場合、3号認定子どもにかかる利用者負担額(保育料)の軽減措置があります。

内 容	金 額
18歳以下のお子さんが3人以上いる場合	第3子以降は無料
ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯で所得割の額が77,101円未満の場合	第1子 基準額から1,000円控除した額の半額または3号認定は9,000円のいずれか低い額 第2子以降無料
きょうだい2人以上入園している場合	第2子は基準額の半額 第3子以降は無料
所得割の額が169,000円未満	第2子以降は無料

▶14、15ページの多子世帯向け利用者負担額(保育料)一覧表も参考にしてください

7. 多子世帯向け利用者負担額(保育料)一覧表

認定こども園(保育部分) ※支給認定区分:3号

区分	定義	利用者負担額(円)						
		第1子		第2子			第3子以降	
		標準	短時間	標準	短時間		標準・短時間共通	
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	↑ 年齢制限なし ↓	0	↑ 年齢制限なし ↓
第2	非課税世帯	0	0	0	0		0	
第3	市町民税所得割16,200円未満	9,700	9,400	0	0		0	
	ひとり親世帯等	4,350	4,200	0	0		0	
第4	市町民税所得割32,400円未満	11,400	11,000	0	0		0	
	ひとり親世帯等	5,200	5,000	0	0		0	
第5	市町民税所得割48,600円未満	13,200	12,800	0	0		0	
	ひとり親世帯等	6,100	5,900	0	0		0	
第6	市町民税所得割57,700円未満	15,000	14,500	0	0		0	
	ひとり親世帯等	7,000	6,750	0	0		0	
	市町民税所得割64,700円未満	15,000	14,500	0	0		0	
	ひとり親世帯等	7,000	6,750	0	0		0	
第7	市町民税所得割77,101円未満	17,400	16,800	0	0		0	
	ひとり親世帯等	8,200	7,900	0	0		0	
	市町民税所得割 80,800円未満	17,400	16,800	0	0		0	
第8	市町民税所得割 97,000円未満	19,800	19,200	0	0		0	
第9	市町民税所得割115,000円未満	22,200	21,500	0	0		0	
第10	市町民税所得割133,000円未満	24,200	23,400	0	0		0	
第11	市町民税所得割151,000円未満	26,300	25,500	0	0		0	
第12	市町民税所得割169,000円未満	28,400	27,500	0	0		0	
第13	市町民税所得割185,500円未満	30,500	29,500	15,250	14,750		↑ 年齢制限あり(同時入所) ↓	0
第14	市町民税所得割202,000円未満	31,600	30,600	15,800	15,300	0		
第15	市町民税所得割218,500円未満	32,800	31,800	16,400	15,900	0		
第16	市町民税所得割235,000円未満	34,000	32,900	17,000	16,450	0		
第17	市町民税所得割251,500円未満	35,200	34,100	17,600	17,050	0		
第18	市町民税所得割268,000円未満	36,400	35,300	18,200	17,650	0		
第19	市町民税所得割284,500円未満	37,600	36,400	18,800	18,200	0		
第20	市町民税所得割301,000円未満	38,800	37,600	19,400	18,800	0		
第21	市町民税所得割301,000円以上	40,000	38,800	20,000	19,400	0		

区分	定義	利用者負担額(円)		
		第1子	第2子	第3子以降
第1	生活保護世帯	0	0	0
第2	非課税世帯	0	0	0
第3	市町民税所得割16,200円未満	5,100	0	0
	ひとり親世帯等	2,050	0	0
第4	市町民税所得割32,400円未満	6,600	0	0
	ひとり親世帯等	2,800	0	0
第5	市町民税所得割48,600円未満	8,200	0	0
	ひとり親世帯等	3,600	0	0
第6	市町民税所得割57,700円未満	9,900	0	0
	ひとり親世帯等	4,450	0	0
	市町民税所得割64,700円未満	9,900	0	0
	ひとり親世帯等	4,450	0	0
第7	市町民税所得割77,101円未満	12,000	0	0
	ひとり親世帯等	5,500	0	0
	市町民税所得割 80,800円未満	12,000	0	0
第8	市町民税所得割 97,000円未満	14,200	0	0
第9	市町民税所得割169,000円未満	16,300	0	0
	市町民税所得割169,000円以上	16,300	8,150	0

年齢制限なし

年齢制限なし

年齢制限あり
(十八歳以下)

※ 4月分から8月分までの利用者負担額の算定は前年度分、9月分から3月分までの利用者負担額の算定は当該年度分の市町村民税により行います。

※ 市町村民税の所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して計算し、利用者負担額を決定します。

※ ひとり親世帯等とは以下の世帯を指します

- (1) ひとり親世帯(同居親族がいる場合など対象外となることがあります。)
- (2) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯
- (3) 特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者のいる世帯
- (4) その他生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認める者のいる世帯